

(平成23年度第2回生活衛生関係営業等衛生問題検討会提出資料)

平成23年9月30日  
兵庫県

## 田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和について

## 1 提案内容

多自然地域での都市住民の田舎暮らしの推進、並びに、過疎化・高齢化が進む集落の活性化及び空き家活用等をまちづくり計画の目標とする地域において、「田舎暮らし小規模民宿」の開業を推進するため、以下の条件を満たす場合には、旅館業法上の簡易宿所の客室面積の要件を適用しない。

- ・開業者：①丹波焼、丹波布など伝統的工芸品の製造事業者  
②市と連携し、集落の活性化及び空き家活用に取り組むNPO法人等
- ・対象地域：篠山市及び丹波市
- ・活動内容：農業体験、陶芸体験、糸つむぎ・染色体験などの田舎暮らし体験の機会提供
- ・対象施設：自宅の一部又は空き家を宿泊施設に利用
- ・宿泊人数：10人未満

## 2 提案理由

現行法では、農業者が開設する「農家民宿」に限り、客室面積の規制が除外されているが、以下の課題を解決するため、農業者以外の者にも同様の規制緩和を求める。

- ①余暇法第2条第5項に規定する役務（農山村の生活及び文化に関する知識付与等）を提供できる伝統工芸品の製造事業者は開設できない
- ②多自然地域で実施する体験型民宿は、都市部とは立地条件やニーズが異なり、全国一律の基準になじまない（地域の特性を有効に活かすことができない）
- ③過疎化・高齢化が進む小集落では、農業者の開業者を確保することが困難であり、集落の活性化、空き屋活用に取り組めない

## 3 現行の規制

- ①簡易宿所営業の施設の構造基準について、客室の延べ床面積は33㎡以上
- ②農業者が開設する農家民宿に限り客室面積の規制を除外

## &lt;旅館業法施行令&gt;

第1条第3項 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造基準は次のとおりとする

- 一 客室の延べ床面積は、33㎡以上であること

第2条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項から第三項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

## &lt;旅館業法施行規則&gt;

第5条 旅館業法施行令第2条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 四 農林漁業者が余暇法第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設
- 2 次の表の左欄に掲げる施設については、同表の右欄に掲げる基準は適用しない。

(略)	(略)
前項第四号に掲げる施設	令第一条第三項第一号の基準

## &lt;余暇法&gt;

第2条第5項 農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。